

この点字文は、神戸大学医学部附属病院医療情報部の研究班が、
総務省・戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）により研究開発している
自動点訳プログラム eBraille によるダイレクト点訳で作成しています。
このため、点字文は希に誤訳を含む可能性があります。各自の責任で利用ください。

東日本 大震災で 被災 された

皆さまへの お知らせ

医療機関での受診・窓口

角担に ついて

1. 6月末までは 保険証が なくても、

病院などで 診て もらえます。

避難するときに

保険証（被保険者証）をなくしてしまった

場合でも 病院で 診察や 治療が

受けられます。

窓口で、「名前」

「生年月日」 「住所」 「勤務先名」

「現在の 連絡先」などを お伝え

いただければ 大丈夫です。

地震の 後に 他の 市町村に 移った

方も、同じように 受診 できます。

大切な お知らせ

7月 1日からは 保険証が 必要に

なります。

保険証を なくされた 方は、

保険証の 再交付を 受けて 下さい。

2. 被災 された 方は、 診察代が

かかりません。

以下の 方に ついては、 病院の

窓口で お伝え いただければ、

診療代（自己負担分）を 支払う 必要は

ありません。

(1) 災害 救助法の 適用

地域（東京都を 除く）や 被災者 生活

再建 支援法の 適用 地域の 住民

（地震 発生後、 被災 地域から 他の

市町村へ 転出 された 方も 含む) で

あり、(2) 以下の いずれかの 申し立てを

行った 方

1 住宅が 全 半壊、 全

半焼 又は 被災者 生活 再建

支援法の 長期 避難 世帯に 該当 する

方

* 「長期 避難 世帯」は、 気仙沼市、

多賀城市、 女川町の 一部 区域が

該当。

2 主たる 生計 維持者が 死亡

したり、 重篤な 傷病を 負った 方

3 主たる 生計 維持者が 行方

不明で ある 方

4 主たる 生計 維持者が 業務を

廃止・ 休止 した 方

5 主たる 生計 維持者が 失職 し、

現在 収入が ない 方

6 原発の 事故に 伴い、 政府の

避難 指示、 計画的 避難 区域 及び

緊急時 避難 準備 区域の 指示の

対象と なって いる 方

大切な お知らせ

・自己負担分の免除期間が

来年の2月末までに延長されました。

(注)入院時食事療養費、

入院時生活療養費等の免除

措置の期間について、現在のところ平成

23年8月31日までが予定されて

います。

・7月1日からは自己負担分の

「免除証明書」が必要になります。

(注)「女川町」と及び「南

三陸町」の国保又は後期高齢者

医療制度にご加入の方々は、

当分の間、『免除證明書』は

必要ありません。

★制度の詳しい説明はお聴ね

下さい。

「お問合せ先」□宮城県保健福祉部

国保 医療課／電話：

022-211-2565

(注) 国民健康保険・後期

高齢者 医療制度に限る。

□東北厚生局(指導監査課)

／電話： 022-206-5217

平成 23年 6月 9日 現在